明治・大正両時代御手許写真の来歴

白

石

烈

昭和六年(一九三一)の整理作業によって宮内省内外に分配された。 たという大きな特徴を持っている。これらはその後宮内省侍従職で管理され 写真群が数多く所蔵されている。写真史料を所蔵する機関は他にも多く存在 するが、当庁所蔵の上記写真群は、明治天皇や大正天皇の御手許に上げられ 書課図書寮文庫および宮内庁三の丸尚蔵館には明治時代・大正時代の貴重な 近年、歴史史料として古写真への関心が高まっているが、宮内庁書陵部図

れまでも各分野において個別に紹介された写真も複数存在する。 るが、基本的には『和漢図書分類目録』上・下(宮内庁書陵部、一九五二年 一九五三年)に既に登載され、公開されている史料である。それゆえ、こ このうち図書寮保存とされたものが現在の書陵部図書寮文庫所蔵写真であ

昭和六年の整理作業については、大正期後半から昭和前期にかけて宮内省が 類との関係や、昭和六年の整理作業の概略について述べたことがある。特に 過程に焦点を当てるため、 これに対し、筆者は個別写真の内容そのものではなく、当該写真群の形成 元々同一史料群を構成していた明治天皇御手許書

> があるといえるだろう。 そのため、当該写真群がどのように皇室にもたらされ、それがどのように宮 写真群は宮内省作成の公文書類と異なり、作成・取得から保存・廃棄までを 異なる性格の歴史的史料 瞭なままである。近年、宮内省の公文書研究が進展しているが、公文書とは 昭和六年の整理作業にしても基本方針の内容や具体的な整理基準などが不明 内省内で管理されていたのかを明らかにすることも必要な作業となる。また 定めた文書管理規則等の範囲外の存在だったことも関係していると思われる。 たものである。しかし、当該写真群については不明な点も多い。これは当該 庁が管理・所蔵する歴史的史料の状況に直結する部分が多いことから注目し 帝室財産の整理事業に力を入れていたこと、この時期の整理結果は現在宮内 (特に近代史)の分析もますます進められる必要性

配された整理方針の実態や、 宮内省内での管理方式について分析し、整理・分散過程では宮内省内外に分 連の過程に着目する。形成過程においては、主に皇室にもたらされた経緯や そこで本稿では当該写真群が形成されてから、整理・分散されるまでの一 現在の所在情報にも言及する。

たは御手許写真)と呼称する。これは昭和六年の整理時に、侍従長名で外部 なお、以下本稿では当該写真群のことを明治・大正両時代御手許写真(ま

ていることに拠っている。(6)(6)と明治・大正両時代ニ属スル御手許写真」と明示されに発行された公文書で「明治・大正両時代ニ属スル御手許写真」と明示され

写真類の献上

に宮内省庶務課〈内事課・総務課〉が所管)を取り上げてみたい。に宮内省庶務課〈内事課・総務課〉が所管)を取り上げてみたい。耐治・大正両時代御手許写真の皇室に伝来したルートは様々である。巡幸明治・大正両時代御手許写真の皇室に伝来したルートは様々である。巡幸明治・大正両時代御手許写真の皇室に伝来したルートは様々である。巡幸明治・大正両時代御手許写真の皇室に伝来したルートは様々である。巡幸明治・大正両時代御手許写真の皇室に伝来したルートは様々である。巡幸

の改正によりほぼ定まったといえる。明治十六年の献品取扱内規の制定により基本的なルールができ、同二十四年明治以降の献上に関する規則制定の変遷について詳述する余裕はないが、

限リニアラス」と例外を設けている(傍線部・読点等は筆者。以下同様)。官を経由し、その他の者は管轄地方庁等を経由しなければならないと定めら官を経由し、その他の者は管轄地方庁等を経由しなければならないと定めら恵位・親任官・公爵并本省勅任官・麝香間祗候・錦鶏間祗候・本職高等官及勲位・親任官・公爵并本省勅任官・麝香間祗候・錦鶏間祗候・本職高等官及京官を経由し、その他の者は管轄地方庁等を経由しなければならないと定めら京で、其他御由緒アル高等官并華族ノ輩等ヨリ内献ニ係ルモノハ、此規程ノ大官、其他御由緒アル高等官并華族ノ輩等ヨリ内献ニ係ルモノハ、此規程ノ大官、其他御由緒アル高等官并華族ノ輩等ヨリ内献ニ係ルモノハ、此規程ノ大官、其他御由緒アル高等官并華族ノ輩等ヨリ内献ニ係ルモノハ、此規程ノ大官、其他御由緒アル高等官并華族ノ輩等ヨリ内献ニ係ルモノハ、此規程ノ大官を経由し、その他の者は管轄地方庁等を経由しなければならないと定めらいる(一様)。

なっている点なので注目される。この献上者の由緒という要素は、後述する昭和六年の整理時の選別基準にも

あるものは次のように規定された。屋ノ類」は一切受納しないとされた(第二条)。そのうえで受納の可能性がどらに献上品の受納の可否にも基準が設けられ、まず「金銀貨幣・土地家

ハ総テ謝絶スヘシ、其価格ヲ鑑定セシメ之ヲ買上ケ、進献省ニ於テ鑑定人ヲ命シ、其価格ヲ鑑定セシメ之ヲ買上ケ、進献進献願人ニ於テ報酬等ヲ希望スルトキハ、本人承諾ノ上、宮内

関係するだろう。

「ここから献上とは報酬の発生しない行為であること、受納の可否は宮内省関係するだろう。

「高年者ノ自製品」の三種類とされた。御手許写真に関係するのはまさに第一の分類になる。さらに受納可能品は第一に「御手許二保存スルニ足ルへキでことが分かる。さらに第四条において受納可能品の種類が列挙され、これでことが分かる。さらに第四条において受納可能品の種類が列挙され、これにとが未立に「御手許写真に関係するのはまさに第一の分類になる。さらに受納可能な条件も七項目列挙された。内容から判断して次の四項目が御手許写真に関係するだろう。

第一項 新二発明シ、又ハ制作シタル物品ニシテ特ニ精巧ナルモノ、

第二項 従来製作シ来ル物品ヲ改良シ、功用・観美ノ著シキモノ、

第三項 自ラ著訳シタル有益ノ図書、

第四項 自ラ描写シタル巧妙ノ書画、

られているのが注目される。独自の規定もしていて、皇太子の「御教育ニ有益ノ物品・書画ノ類」が挙げ妙などの秀でた要素が求められていたことになる。また、この点東宮職では直接写真という字句は記されていないが、新発明・精巧・観美・有益・巧

価値が必要とされていたのである。 ことができなかったことになる。つまり、 にはなりにくい存在であり、 とが明瞭となろう。当時の写真は美術工芸品と異なり、それ自体が鑑賞対象 受納の可否は人物ではなく、あくまで写真の内容によって判断されていたこ 坑写真 と不許可になっている。青山三郎は明治二十一年には福島県の「磐梯山噴火」 浜到着之光景写真 真師青山三郎が明治四十一年十一月に献上を希望した「今般来航米国艦隊横 議ヲ以テ聴許相成候」と特別に許可されている。他方、愛知県名古屋市の写 海之景」(三枚続き)や「厚岸湖水生蛎之景」(五枚続き)などの写真は、「右海之景」(三枚続き)や「厚岸湖水生蛎之景」(五枚続き)などの写真は、「石 真師吉田久二が明治二十三年二月二十四日付で献上を希望した「根室港内氷 ハ尋常内地ノ景色ヲ撮影シ、徒ニ賞観ニ供スルノ類ニモ無之ニ付、 では実際に詮議結果が分かる事例を紹介しよう。 壱葉」 の献上が許可されていた著名な写真師である。このことから、 六葉」 は、「折角ノ御申出ニ候得共、御見合相成候様致度」 単なる風景写真というだけでは内規を突破する 被写体にそれ以上の情報量や付加 北海道根室郡弥生町の写 特別之詮

階で献上写真の内容に変更が求められる可能性が常にあったことにも留意すただし、所属地方庁経由の伝献となる場合、宮内省に出願される以前の段

登議を受けるのが伝献だったということになる。 登議を受けるのが伝献だったということになる。 と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活と比較すると、確かに死体のない岩手県田老村の被災写真二枚と看護婦が活といるである。

ちの数枚が片岡侍従を通じて献上され、 遣された侍従片岡利和に約一年間同行して、多数の写真を撮影した。このう 列島写真が挙げられる。 はないが下賜金が出ている事例として、 示するよう命じているので、 最終的に一円七五銭で買い上げている。公文書上は宮内省側が相当代価を提(8) 江崎礼二が東京府知事を通じて献上を出願したが、宮内省はこれを認めず、 回新発明之早撮影薬器」を使用しての「未夕内国ニ初ノ写真」であるとして 写真が挙げられる。日本初の乾板使用例として画期的なこの写真七枚は、「今(ミン 六年六月三日に東京府浅草の写真師江崎礼二が撮影した短艇競漕・水雷爆破 の支払い例が存在することも付言しておく。買上げの事例としては、 なお、報酬が発生しないことが献上の基本とされていたが、いくつか金銭 遠藤陸郎は明治二十四年十月から千島列島視察に差 献上不許可の理由は不明である。 侍従長徳大寺実則より宮内大臣に対 仙台市の写真師遠藤陸郎撮影の千島 他に買上げで 明治十

された写真帖は現在宮内庁三の丸尚蔵館に所蔵されている。 用されていたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製四○○円が下賜されている。これは写真が明治天皇への復命の際に実際に活該島之実況等、親シク 御覧之御便利相成候ニ付、特別ヲ以テ手当トシテ」 「望」のでいたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製 でれていたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製 でれていたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製 でれていたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製 でれていたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製 でれていたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製 でれていたという、献上写真の具体的用途を示す事例でもある。後に調製 は、遠藤への「金員給与」が上申された。これに対し、「元来献上品ニ対シ

になっていると捉えることができるだろう。議を経て御手許保存の価値があると判断されたものが御手許写真の核の一つ取扱内規に基づいてふるいにかけられたと考えられる。つまり、そこでの詮いずれにせよ、一般外部から皇室に献上された写真類は、基本的には献品

二 献上後の写真

一) 写真群の呼称

点も多い。そのため断片的な記述にならざるをえないが、以下判明した範囲外部から皇室に献上された写真がどのように管理されていたのかは不明な

まず、写真類の呼称であるが、天皇・皇后・皇太后の蔵書に検印を行って

で述べてみたい。

いた侍講局の職務日誌に以下の記述がある。

認指出候事、 (ミロン) 一、「御料」 各地勝景写真帖第五号、表題認候様堀河侍従ヲ以被命、相一、「興華⟩

様々な内容の写真を一冊に収めた「各種写真」と通称される写真帖が複数作バラで献上された写真は、宮内省側がアルバム等に貼って整理したため、

写真、などと呼称されていたのではないだろうか。 写真、などと呼称されていたのではないだろうか。 写真、などと呼称されていたのではないだろうか。 写真、などと呼称されていたのではないだろうか。

ただし、これも時期が下がるとまた異なる呼称が確認できる。大正二年(一ただし、これも時期が下がるとまた異なる呼称が確認できる。大正二年(一ただし、これも時期が下がるとまた異なる呼称が確認できる。大正二年(一ただし、これも時期が下がるとまた異なる呼称が確認できる。大正二年(一方があったためではないだろうか。

(二) 蔵書印

僅かではあるが蔵書印が押された写真帖を紹介したい。

献上された写真が実際に天皇の御手許に上げられたことを示す事例として、

る【図版1~4】。このうち、「御府」の印鑑は明治六年七月に蝋石で作られ、ので、「御府」印が二件、「壽」印が一件、「昭陽」印が一件の合計四件であ現在、天皇の蔵書印が確認できる写真帖は全て書陵部図書寮文庫所蔵のも



「壽」印 図版3



「御府」印(銅製)

されたと考えて間違いない。

このようにして「御府」印が押された写真帖の一件目は

「北海道写真」(函

確認されていないが、「侍講日記」に押印の記載があるので「御府」印

· が押





真の内容から明治九年東北・北海道巡幸に関係している可能性もあろう。

初めて時期の特定ができた。

局に下げられて押印されている。献上主体が判然としないのが残念だが、写 架番号B一―一七九)で、明治九年十二月五日に侍従鍋島直彬から一度侍講

押印するのは侍講局 図版4 「昭陽」印 の高さから「当時の技術を代表する貴重な存在」とされている。 写真や多色石版画でまとめた著名なものである。 華余芳」は大蔵省紙幣局が明治十二年に実施した全国の古器物調査の成果を 三十日と翌十八年九月二十六日に「御府」印が押されたことが確認できた。「国 四六)中の「正倉院御物」 今回御府印に注目した結果、 最後に 二件目は大蔵省印刷局献上の「国華余芳」(全一二冊。 カットの写真を所蔵する他機関では作成時期等が判然としていなかったが(窓)

事写真は明治十五年に陸軍で撮影するよう決定していることから、 と考えた方が良い。 根宿の写真、 の蔵書印とされている。 四五 「壽」印があるのは「富津砲台箱根並京都名所写真帖」 で、 「壽」印と「昭陽」印についてであるが、これらはともに大正天皇 明治十四年に建設が開始された東京湾富津海堡の工事写真、 京都の寺社等の石版画が ただし、少なくとも「昭陽」印は皇太子時代のもの 一冊に収められている。 (函架番号五五八— 富津海堡の工 その筋か 箱

「昭陽」 印があるのは小川一真刊行の『SOME JAPANESE FLOWERS (サ

らの献上の可能性もあろう。

天皇の 実際に蔵書印が押される前後の経緯を示す史料を掲示する。 御府印が押された書籍は侍従の所管とされた。 香川大書記官被申聞候二付、 本文ノ写真ハ英国有名家ノ伝ニテ、九鬼文部大書記官ヨリ献上相成候趣 「御覧ニ備フル」 書籍等に押されたものである。 侍講へ廻シ、 御捺印ノ上 直ニ 御手元へ

明治天皇の御手許に上げられたことを示している。 あることが確認されたため、写真帖が侍講局に回送され、捺印されたうえで 鬼隆一から宮内省に届けられた写真帖 これは明治十二年三月に「仏国博覧会事務局」を経由して文部大書記官九 一冊に関する記述である。 該当する写真帖は現存が 献上希望で

特に多色石版画は印刷精度

(多色石版画)二冊で、それぞれ明治十七年九月

函架番号B八——

性もあろう。 性もあろう。 世もあろう。 世もあろう。 世もあろう。 世子していたが、装幀等が一致することからそれらのシリーズの一冊と考えのある。 当時小川一真は外国人向けに日本の風俗等を紹介する写真集を複数のがである。 当時小川一真は外国人向けに日本の風俗等を紹介する写真集を複数のがである。 当時小川一真は外国人向けに日本の風俗等を紹介する写真集を複数のがである。 当時小川一真は外国人向けに日本の風俗等を紹介する写真集を複数のである。

とにする。

(家)
これらは異例に属するものである。つまり、御手許写真は他の書籍類とは異これらは異例に属するものである。つまり、御手許写真は他の書籍類とは異の非許写真で蔵書印が押されたものは上記四件以外確認できないことから、

(三) 管理ラベル

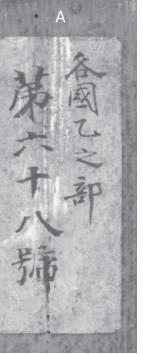
御手許写真がどのように管理されていたか、ラベルに注目して述べてみた

四の○」→無番号→「明ノ乙○○」→無番号→「大正○○」→無番号という甲○○」→無番号→「明ノ乙○○」→無番号→「大正○○」→無番号というの旧番号は「明ノ甲 二七」号だが、外箱に貼紙墨書で「日本甲之部/第二の旧番号は「明ノ甲 二七」号だが、外箱に貼紙墨書で「日本甲之部/第二十七号」とある【図版5のA】。同様に「明ノ乙 六八」号には「各国乙之十七号」とある【図版5のA】。同様に「明ノ乙 六八」号には「各国乙之十七号」とある【図版5のA】。同様に「明ノ乙 六八」号には「各国乙之十七号」とある【図版5のA】。同様に「明ノ乙 六八」号には「各国乙之十七号」とある【図版5のA】。同様に「明ノ 六八」号には「各国乙之本国内)と乙(外国)に内容分類して管理していたと考えられる。

В



図版5



図版 6

献上写真を多く含むのではないかと筆者は考えている。献上写真を多く含むのではないかと筆者は考えている。 (【図版7】「〔東宮〕嘉仁親王東北地方行啓記念写真帖」 B九─六)。 断定る (【図版7】「〔東宮〕嘉仁親王東北地方行啓記念写真帖」 B九─六)。 断定る (【図版7】「〔東宮〕嘉仁親王東北地方行啓記念写真帖」 B九─六)。 断定る (【図版7】「〔東宮〕嘉仁親王東北地方行啓記念写真帖」 B九─六)。 断定はできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていたことは明らかである。 はできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていた皇太子へのはできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていた皇太子へのはできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていた皇太子へのはできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていた皇太子へのはできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていた皇太子へのはできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていた皇太子へのはできないが、これらの写真群はかつて東宮職で管理されていた皇太子へのはできないが、これらのではないかと筆者は考えている。

しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。しかし「大正」シリーズでもかつて内容分類されていた形跡は残っている。

と思われる。
と思われる。
と思われる。
と思われる。
と思われる。
と思われる。
と思われる。
と思われる。
と思われる。
とのことから、
両時代の年
写真帖や外箱には記載されなかったようである。
このことから、
両時代の年
また、旧番号の「明」も「大正」もいずれも目録上の表記であり、実際に

従職一

細かい内容分類

(日本国内、

外国、

歴史、災害、

戦争など)を行っていた。

しかし、東宮職の内容分類はその後ある時期(大正天皇即位後=写真類の侍

元管理後か)にやめられ通し番号が付された。さらに昭和改元後、

「明」と「大正」の記号が使用されるようになったが、

実 目

と外国写真(各国乙之部など)に内容分類していた。一方東宮職ではさらに

以上を時系列にまとめると、侍従職では日本国内写真(日本甲之部など)

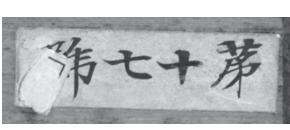
実際の分配までの間に侍従職で作成貼付されたラベルと推測できる。

通し番号と一致する。すなわち、宮内省内外に分配する写真類が確定した後【図版6のB】)について言及する。これは侍従職作成分配目録で付けられた

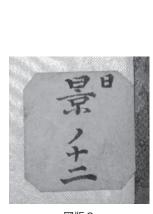
録上でそれぞれに

際の貼紙には加筆されなかった。さらに昭和六年七月の宮内省内外への分配

最後に旧番号とは別の番号が付された、赤線囲みのラベル(【図版5のB】



図版7



図版8

直前に、それぞれの写真群に頭から通し番号ラベルが貼られた、となろう。

(四) 増加する写真類への対応

から、何らかの対策を取る必要が生じてくるようになる。されて対処されていった。しかし、御手許写真はこれらの規定外であること寮への一元管理が開始され、簿冊ごとの保存年限や移管・廃棄などが成文化寮への一元管理が開始され、簿冊ごとの保存年限や移管・廃棄などが成文化の場所ののでは、選問文書を除いて図書のののでは、当然保管・整理の問題のでは、近になる。

シ」るようになったことを理由に以下の対応を取ることが決裁された。節進献之説明材料・写真帖・模型品等、漸次積嵩ト相成、御文庫ノ狭隘ヲ感明治四十五年七月十三日、東宮職では「献上雑誌・報告書并ニ各地行啓之

尚臨時献上ノ分モ前同様取計ヒ候テ可然哉、 凡一ヶ年間ハ保存ノ後、一応主任侍従ノ検閲ヲ経テ棄却ノ取計ヒ致シ、右ノ如キ書籍・雑誌類ハ引続キ献上及御買上、御覧済ニテ御下ケノ分ハ、

の検閲によって保存の必要性を判断するようにしたのである。該当する性格のものである。東宮職ではそれらを一年保存した後、主任侍従後に東宮職に下げられた写真類とは、まさに本稿で取り上げる御手許写真に史料中「御覧済ニテ御下ケノ分」とあるように、皇太子の台覧に供された

号)、「庁用・其他参考用」として関係部局で保存すべきもの(地号)、廃棄があるが、内大臣府による整理方針は、「御内廷」で保存すべきとするもの(天類(明治天皇御内廷書類)の整理は見逃せない。既に概略のみは述べたこと類(明治天皇御内廷書類)の整理は見逃せない。既に概略のみは述べたこと類(の治天皇御内廷書類)の整理は見逃せない。既に概略のみは述べたこと類となど、代替わりが契機となったと推測できる整理事例が確認できるが、高いの他、大正期になると既述した明治天皇の御手許書籍の図書寮への引き

写真を整理する際の基本的な考え方が示されていると解釈できるだろう。
従職による御手許写真の整理方針と合致する点が注目される。御手許書類や認できる。この保存・分配・廃棄の三つに区分する考え方は、昭和六年の侍まれる写真類も天・地・人の三分類にそれぞれ振り分けられていることが確していいもの(人号)の三つに選別するものであった。御手許書類に多く含していいもの

手許写真の整理が行われるのである。 ・大正期後半から昭和前期にかけて、宮内省では新帝を迎えるため をの後、大正期後半から昭和前期にかけて、宮内省では新帝を迎えるため 手許写真の整理が行われるのである。

昭和六年の侍従職による整理作業

 \equiv

一) 整理作業の基本方針

た。 整理作業に当たった侍従野口明によれば、次のような基本方針が立てられ

明治・大正両時代ニ亘ル侍従職保管ノ写真ハ、其数約六百部ニシテ、其

消極的ニナリタルハ止ムヲ得サル結果ナルヘシ。 棄セハ再ヒ得難キモノナルヲ以テ、努メテ慎重ヲ期シタルヲ以テ、 内・阿南両侍従武官ノ査定ヲ経タリ。又一般ノ写真ニ就イテモ、一度廃 廃棄ノ処分ニー任スルコトトセリ。然シ乍ラ右ノ判定ハ必シモ容易ノモ 頗ル多シ。依テ今回ノ整理ニ於テハ最モ貴重ナルモノ、及ヒ御由緒特ニ 然ナリト雖モ、一方之ニ反シテ一度天覧ニ供セバ、則チ全ク御用済トナ シカリシ両時代ノモノ故、貴重ナル紀念物タリ史料タルモノ存スルハ当 充分存スルヲ認メタリ。モトヨリ内外ノ事変多ク、又社会状態ノ変遷著 内密ヲ仔細ニ点検スルニ、全ク玉石混交ノ状態ニシテ、取捨選択ノ余地 ノニアラサルヲ以テ、慎重ヲ期スル為メ、軍事関係ノ写真ニ就イテハ山 ハ陸海軍省ニ引継キ、各々該当局ノ見ル処ニ従ツテ利用・保存、乃至ハ 保管スヘキ価値ト理由ハナキモ、 深キモノハ従来ノ如ク侍従職ニ於テ保管スルト共ニ、全然価値ナキモノ ルヘキ平凡無価値ノモノ、乃至ハ一般ニ頒布セラレシ印刷写真帖ノ類モ 、大部分ハ写真帖ノ形式ヲナスモノナリ。 此ノ際焼却ニ附スルコトトシ 之ヲ一般ノモノト軍事関係ノモノトニ分チ、 サレバトテ廃棄スルニハ忍ヒ得サルモ 其ノ中間ノモノ、 此度之カ整理ヲ為スニ当リ、 前者ハ図書寮ニ後者 即チ侍従職ニ於テ 自然

継ぐことが基本方針であったことが分かる。
上一般のものは宮内省図書寮に引き継ぎ、軍事関係は陸軍省や海軍省に引きるもの(侍従職保管の価値や理由はないが、廃棄には惜しいもの)は、内容で保管する。②全く価値のないものは焼却処分にする。③その中間に位置すこれによれば、①最も貴重なもの、特に由緒が深いものは引き続き侍従職

この基本方針の根本精神として、写真類を無駄に廃棄してしまうことに慎

特徴を見いだすことができる。 特徴を見いだすことができる。 生であった点は注目すべきであろう。軍事関係の写真選別に際しては、侍従 重であった点は注目すべきであろう。軍事関係の写真選別に際しては、侍従

(二) 具体的な選別基準

次に、分配する際の選別基準を示す史料を掲示する。

一、永久保存ノ価値アリト認ムルモノ(侍従職保存

- A 陛下ノ御動静ノ伺ハル、モノ、
- B 明治・大正両時代ノ重要事件ニ関スルモノ、
- C 日清・日露其他戦役軍事ニ関スルモノニシテ重要ナルモノ、
- D 外国皇室ヨリ贈進アリシモノ、又ハ献上者ノ特ニ由緒アルモ
- E 明治・大正両時代ノ文化史上、特ニ重要ナルモノ、
- F 其他特ニ御由緒深キ事物ニ関スルモノ、
- 二、図書寮ニテ保存スルヲ適当ト認メラル、モノ、
- A 各地ノ勝景風俗ニ関スルモノニシテ、比較的価値アルモノ、
- B 外国ノ風景風俗ニ関スルモノニシテ、比較的価値アルモノ、
- C 行幸啓ノ状況ヲ偲フニ足ルモノニシテ、侍従職ニテ保存ノ要

ヲ認メサルモノ、

- D 災害事変ニ関スルモノ、
- Е 美術工芸ニ関スルモノ、
- F 各種印刷写真帖及ヒ図録類
- G 侍従職保存ノ各項ニ該当スルモ、 其ノ価値僅少ナルモノ、
- 御書庫ニテ保存ヲ適当ト認ムルモノ、
- Α 歴史・美術等ニ関スル写真帖ニシテ、体裁・内容共御書庫備
- 四 陸軍省又ハ海軍省ニ下賜ヲ適当ト認ムルモノ、

付ニ適当ト認メラレシモノ、

- 戦役写真帖ニシテ、侍従職ニ於テ保存ノ要ヲ認メサルモノ、
- В ルモノハ、侍従職保管 大演習写真帖(但シ、明治天皇陛下ノ御動静ヲ伺フニ適当ナ
- C 普通演習・演技・軍隊生活ニ関スルモノ、
- D 軍器ノ発達ニ関スルモノ、
- Е 外国ノ軍事ニ関スルモノ、
- F 兵舎・軍艦ニ関スルモノ、
- **四**会 別口 (処分ハ追而研究ヲ要スルモノナリ(写真ニアラス、肉筆又ハ版画ノ類、
- 五(3) 廃棄(全部焼却ヲ適当トス)

以上ノ諸項ニ該当セサルモノニシテ、例示スレバ左ノ如キモノヲ

- 含ム、
- Α ナシト認メラル、モノ、 風景風俗等ノ写真ニシテ、図書寮ニ於テモ保管ノ要 産業ノ課程ヲ示スモノ、
- В 工場ノ作業ノ状態、
- C 博覧会ノ写真帖

- D 重要ナラサル小災害・小事変ニ関スルモノ、
- Е 御保存ノ要ナク、且ツ他ニ出スコトハ却而穏当ナラ

サルモノ、

F 御由緒ナキ動植物ノ写真(45)

部」二一件が追加されている (合計三九五件。全体の約三九%)。 昭和六年七月七日付にて三七四件が移され、同月十三日にはさらに「別口之 従職保管は一三六件(全体の約一三%)である。図書寮保存とされたものは は、 この選別基準によって、引き続き侍従職保管および廃棄とされたもの以外 宮内省内外の組織に分配された。御手許写真の総数は一〇二二件で、侍宮内省内外の組織に分配された。御手許写真の総数は一〇二二件で、侍

で、翌昭和七年に焼却されている。 れぞれ領収証を発行した。また、廃棄とされた写真類は三一五件(約三〇%) 後、写真現物は翌日赤坂離宮において担当者に渡され、両省は十日付にてそ 軍省にも一○六件(約一○%)が分配された。両省には七月八日付で通知の 宮内省外では軍事関係の写真類五三件(約五%)が海軍省に分配され、陸

62

「御書庫之部」五件については不明である。 件 なお、掲載史料上言及されていないが、宮内省主馬寮にも馬関係の写真一 (約一%)が移管され、主馬頭は十月六日付にて領収証を発送している。

兀 宮内省内外に分配された御手許写真

侍従職保存の写真

宮内庁三の丸尚蔵館に所蔵されているものと考えられる。これまでも整理作 侍従職保存となった写真類の現段階での全体像は不明ながら、基本的には

表① 宮内庁三の丸尚蔵館所蔵 〈明治・大正両時代御手許写真〉目録(既公開分)

明ノ甲5 各地勝景 皇城釣橋其他 1冊 展覧会図録23 『明治美術再見IV』ほか 展覧会図録67 『明治天皇 邦を知り国 を治める』 上野彦馬撮影、明治10年 明ノ甲8 各地勝景 元老院、小松宮、箱根、軍艦其他 1冊 同上 同上 同上 名地勝景 秋田・山形諸県 1冊 展覧会図録『明治美術再見IV』ほか 明ノ甲10 各種写真 大和・兵庫水害、名古屋城・其他 1冊 同上 明ノ甲11 各種勝景 陸軍士官学校・山形県下其他 1冊 同上 同上 明ノ甲11 各種勝景 協合・大阪・地方長官・其他 1冊 同上 同上 「明治美術再見IV』 「明治美術再見IV』 明ノ甲10 各種写真 東北地方・グラント将軍・赤坂離 宮・軍艦・其他 日田 「明治天皇 邦を知り国を治める』 中村一紀「三の丸高蔵館所蔵内田九一写真所収アルバムについてーキャブション筆記者を中心として一」(『三の丸高蔵館所蔵内田九一写真所収アルバムについてーキャブション筆記者を中心として一」(『三の丸高蔵館年報・紀要』第20号、2015年)ほか 収蔵品目録『明治十二年明治天皇御下命「人物写真帖』上・下 明治12年3月、大警視川路利良代理中警視安藤則命より天皇に 献上(図書寮「帝室例規類議 日本・国・大警視川路利良代理中警視安藤則命より天皇に 献上(図書寮「書籍・図画・文書・出版・編纂」〈宮内庁書陵 書書・図画・文書・出版・編纂』〈宮内庁書陵 書書・出版・編纂』〈宮内庁書 後年 日本 古 出版・編纂』〈宮内庁書 後子 日本 古 出版・編纂』〈宮内庁書 後書 1 四 古 本 第・図画・文書・出版・編纂』〈宮内庁書 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
明ノ甲2 各地勝党 元州政地写真帖	旧番号	書名		掲載図録等	備考
1世 を治める。 1世 を治める。 1世 を治める。 1世 1世 1世 1世 1世 1世 1世 1	明ノ甲5	各地勝景 皇城釣橋其他	1冊		
明月中日 全種野性 大正子自皇 1 世 四月 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	明ノ甲5	各地勝景 九州戦地写真帖	1 册		上野彦馬撮影、明治10年
1	明ノ甲8	各地勝景 元老院、小松宮、箱根、軍艦其他	1冊	同上	
	田ノ田の	各地勝景 奥羽・北海道	1 冊	同上	
明	サノ 中 9	各地勝景 秋田・山形諸県	1 冊	展覧会図録『明治美術再見IV』ほか	
明			1 冊	『明治美術再見IV』	
明7甲12 全種写真 明治初年各地風景 江戸域、東京 古時 万久東 明治初年各地風景 江戸域、東京 市内、共他 子談所収すれてんについて一キャプション報志者を中心として一月 (三○九) 高級館件報 元以 (三○九) 元 (三○九) 元以 (三○九) 元	明ノ甲11	各種勝景 陸軍士官学校・山形県下其他	1 冊	同上	
1	明ノ甲11	各種勝景 仙台・大阪・地方長官・其他	1 冊	同上	
明	明ノ甲12		1 册	『明治天皇 邦を知り国を治める』	
明			1 冊	写真所収アルバムについて一キャプシ	
#	明ノ甲16	各種写真 明治初年各地風景 新潟県下·京	1 ##		
西南役写真帖 八代口・植木口・熊本口 1 世 一		都・大阪	T 110	ほか	
西南役写真帖 八代口・植木口・熊本口 1冊	明ノ甲30	人物写真	9 ∰		
明		西南役写真帖 八代口・植木口・熊本口	1 冊		明治12年3月、大警視川路利良 代理中警視安藤則命より天皇に
四月で40年 1 m 23353-41))。 2363-41] 2563-4	明ノ甲31	西南役写真帖 水俣口	1冊	『明治美術再見Ⅳ』ほか	献上(図書寮 帝室例規類纂 巻41 図書門 書籍・図画・文 書・出版・編纂」〈宮内庁書陵
明 / 甲 / 6 円 / 日 / 日 日 日 日 日 日 日 日 日		西南役写真帖 鹿児島口	1 冊		部宮内公文書館所蔵。識別番号 23353-41〉)。
明ノ甲18	明ノ甲76	人物写真帖	30冊		
明ノ甲19 古守島写真 明ノ甲19 古守島写真 明ノ甲119 古守島写真 明ノ甲118 青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 写真 明ノ甲111 樺太境界画定作業写真帖 田茂三十三年 小金井遠乗集合写真 田大正ノ口景 東国各種写真帖 日田 展覧会図録46 「富士」 本公子美」「三の丸尚蔵館年報・紀要」 第15号、2009年) 日田 展覧会図録46 「富士」 本公子美」「三の丸尚蔵館年報・紀要」 第17号、2011年) 展覧会図録46 「富士」 本公子美」「「三の丸尚蔵館年報・紀要」 第17号、2011年) 東上二十四景 田田 展覧会図録46 「富士」 本公子美」「「三の丸尚蔵館年報・紀要」 第17号、2011年) 第17号、2011年) 東上合本の書籍、記要」 第17号、2011年) 「田 展覧会図録46 「富士」 本公子美」「「三の丸尚蔵館年報・紀要」 第17号、2011年) 「田 展覧会図録46 「富士」 本公子美」「「三の丸尚蔵館年報・紀要」 第17号、2011年) 第17号、2011年) 「田 展覧会図録47 「南社」 「正の丸尚蔵館年報・紀要」 第16号、2010年) 大正ノ97 西京地方名所写真帖 日田 明治美術再見収] 大正ノ143 明治四十年樺太境界画定作業写真帖 日田 明治美術再見収] 大正ノ159 鼈甲製写真画帖 上写真帖一 信田・東写真画をと献 上写真帖一 能甲製写真画的)とく長崎、水産共進会写真帖)「「三の丸尚蔵館年報・紀要」第15号、2009年) 木下知香「明治四○年の長崎行啓と献 上写真帖一 能甲製写真画的)とく長崎、水産共進会写真帖)「「三の丸尚蔵館年報・紀要」第20号、2015年) 「正天皇皇太子御時代朝鮮行啓写真帖 」田 同上 青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 「田治王皇 北を和り国を治める」 を助測量系格影、田治35年	明ノ甲86	明治初年横須賀写真帖	1冊	『明治美術再見IV』	
明ノ甲119 占守鳥写真 1冊 「明治天皇 邦を知り国を治める」 明治31年頃 明ノ甲138	明ノ甲88		1 册	十五年千島探検諸島之実景」(『三の丸	遠藤陸郎撮影
四上	明ノ甲119	占守島写真	1冊		明治31年頃
明ノ甲211 権太境界画定作業写真帖 1 冊	明ノ甲138		1 冊	同上	陸地測量部撮影、明治35年
 征清之役写真帖 第十一 目冊 同上 松谷芙美「「明治三十三年 小金井遠乗集合写真 1 枚 極考察」(「三の丸尚蔵館年報・紀要」第17号、2011年 億17号、2011年 展覧会図録46『富士』 松谷芙美「末松謙澄献上「英国各種写真帖」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』末松謙澄第16号、2010年) 本地写真帖 大正ノ97 西京地方名所写真帖 大正ノ143 明治四十年樺太境界画定作業写真帖 大正ノ143 明治四十年樺太境界画定作業写真帖 大正ノ159 鼈甲製写真画帖 大正ノ159 鼈甲製写真画帖 大正天皇皇太子御時代朝鮮行啓写真帖 大正大郎子子子、北京本公議を表し、田治四十二年本会書が表し、田治の五十二年本会書が表し、田舎まの本の五十二年本会書が表し、田舎まの本の五十二年本会書が表し、田舎は、北京本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの表書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、田舎まの本会書が表し、日本会書が表し、記述を表し、日本会書が表	明ノ甲211	樺太境界画定作業写真帖	1 冊	帖」について」(『三の丸尚蔵館年報・	
田州 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		征清之役写真帖 第三	1 冊	展覧会図録68『鳥の楽園』	
田州 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日				同上	
大正/95 世界 大正/95 大田/95 大正/95 大田/95 大田/95		明治三十三年 小金井遠乗集合写真	1枚	乗集合写真」—作品紹介及び資料的価値の考察」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』	
明/乙5 英国各種写真帖 1 冊 真帖」」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』末松謙澄第16号、2010年) 各地写真帖 1 冊 『明治美術再見Ⅳ』 大正 / 97 西京地方名所写真帖 1 冊 展覧会図録57『内国勧業博覧会』 大正 / 143 明治四十年樺太境界画定作業写真帖 1 冊 据し、こので」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』第15号、2009年) 大正 / 159 鼈甲製写真画帖 1 冊 上写真帖 《鼈甲製写真画帖》と《長崎水産共進会写真帖》 - 」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』第20号、2015年) 大正 天皇皇太子御時代朝鮮行啓写真帖 青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 1 冊 『明治天皇 邦を知り国を治める』 陸地測量部撮影 明治35年		富士二十四景	1冊		鹿島清兵衛撮影
大正 / 97 西京地方名所写真帖 1 冊 展覧会図録57『内国勧業博覧会』	明ノ乙5	英国各種写真帖	1 冊	真帖」」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』	末松謙澄
大正ノ143 明治四十年樺太境界画定作業写真帖 1 冊 佐々木利和「「樺太境界劃定作業写真 帖」について」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』第15号、2009年) 木下知香「明治四○年の長崎行啓と献 上写真帖 ― 〈鼈甲製写真画帖〉と〈長崎水産共進会写真帖〉 ―」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』第20号、2015年) 大正天皇皇太子御時代朝鮮行啓写真帖 2冊 同上 青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 1冊 『明治天皇 邦を知り同を治める』 陸地測量部撮影 明治35年			1冊		
大正ノ143 明治四十年樺太境界画定作業写真帖 1 冊 帖」について」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』第15号、2009年) 木下知香「明治四○年の長崎行啓と献 上写真帖 - 〈鼈甲製写真画帖〉と〈長 崎水産共進会写真帖〉 - 」(『三の丸尚 蔵館年報・紀要』第20号、2015年) 大正天皇皇太子御時代朝鮮行啓写真帖 1 冊 『田治天皇 邦を知り国を治める』 陸地測量部撮影 田治35年	大正ノ97	西京地方名所写真帖	1冊		
大正ノ159 鼈甲製写真画帖 1 冊 上写真帖 - 〈鼈甲製写真画帖〉と〈長崎水産共進会写真帖〉 - 」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』第20号、2015年) 竹下佳行撮影、明治40年 大正天皇皇太子御時代朝鮮行啓写真帖 青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 1 冊 『明治天皇 邦を知り国を治める』 陸地測量部撮影 明治35年 1 冊 『明治天皇 邦を知り国を治める』	大正ノ143	明治四十年樺太境界画定作業写真帖	1 冊	帖」について」(『三の丸尚蔵館年報・	
青森衛戍歩兵第五聯隊第二大隊雪中行軍遭難 1冊 『明治天皇 邦を知り国を治める』 陸地測量部撮影 明治35年	大正ノ159			上写真帖 - 〈鼈甲製写真画帖〉と〈長 崎水産共進会写真帖〉- 」(『三の丸尚 蔵館年報・紀要』第20号、2015年)	竹下佳行撮影、明治40年
			2冊	同上	
			1 ₩	『明治天皇 邦を知り国を治める』	陸地測量部撮影、明治35年

配列は、侍従職「昭和6年 重要雑録」2(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号25068-2)第78号文書所収の目録による。

許写真〉目録(既公開分)】。ので参照されたい【表① 宮内庁三の丸尚蔵館所蔵〈明治・大正両時代御手業が続けられており、現在判明している〈御手許写真〉の一覧表を掲示する

传従職保存の基準としては、大きく三つに分けることができるだろう。一つは明治天皇や大正天皇の動静が窺えるものである(一のB、C、E)。このうち、動静が窺える写真とは直接写されている情報も決め手になろう。また、西南戦争や樺太国境画定の写真帖などは両時代の重要事件に該当すると思われる。しかし、「由緒」の有無については写真そのものの分析のみならず、周辺史料等から歴史的背景まで把握どは両時代の重要事件に該当すると思われる。しかし、「由緒」の有無については写真そのものの分析のみならず、周辺史料等から歴史的背景まで把握とは必要が生じるだろう。今後もこれら選別基準の要素と現存する写真との関係性の解明が進むことが期待される。

一) 図書寮保存の写真

蔵していることが一大特徴となっている。図書寮のみの基準が設けられたため、多岐にわたる内容の写真を最も多く所所蔵されている。侍従職保存の選別基準を踏襲しつつも(選別基準二のG)、図書寮保存が適当とされた写真類は、現在は基本的に書陵部図書寮文庫に

写真を献上していた事例として興味深いものがある。外国の風景風俗写真(選などは、写真の雑誌掲載に先駆的な役割を果たした出版社が積極的に皇室に山両道名勝写真」B八―一八二。明治三十年「東北奇勝写真」B八―五七)まず、国内の勝景風俗写真(選別基準二のA)は数多いが、雑誌『太陽』まず、国内の勝景風俗写真(選別基準二のA)は数多いが、雑誌『太陽』

上したものである。
--六六)は、明治三十九年に清国に差遣された伏見宮博恭王が持ち帰って献一八七)は珍しいだろう。また、既述した「清国勝景並風俗写真帖」(B八十八七)は珍しいだろう。また、既述した「清国勝景並風俗写真帖」(B八十撮影された北極の写真(「〔墺匈国快走船〕フワザナ号北極探検写真」B八―別基準二のB)では欧米から東南アジアまで幅広いが、明治五年と十五年に

行幸啓の状況を偲べる写真(選別基準二のC)には、明治天皇の六大巡幸のうち、明治十一年と明治十三年巡幸の写真帖が挙げられる(「北陸東海両のうち、明治十一年と明治十三年巡幸の写真帖が挙げられる(「北陸東海両のうち、明治十一年と明治十三年巡幸の写真帖が挙げられる(「北陸東海両のうち、明治十一年と明治十三年巡幸の写真帖が挙げられる(「北陸東海両に各府県から奉呈された、いわゆる府県写真帖の献上本が多いのも特徴である。行幸啓後に刊行された府県写真帖の研究は進んでいるが、近年は献上本の分析の重要性も指摘され始めている。今後の研究が期待される写真群である。行幸啓後に刊行された府県写真帖の研究は進んでいるが、近年は献上本の分析の重要性も指摘され始めている。今後の研究が期待される写真群である。行幸啓後に刊行された府県写真帖の研究は進んでいるが、近年は献上本の分析の重要性も指摘され始めている。今後の研究が期待される写真群である。行幸啓後に刊行された府県写真帖の研究は進んでいるが、近年は献上本の分析の重要性も指摘され始めている。今後の研究が期待される写真群である。行幸啓後に刊行された府県写真帖の研究は進んでいるが、近年は献上本の分析の重要性も指摘され始めている。今後の研究が期待される写真群である。行幸啓の状況を偲べる写真には、明治天皇の六大巡幸の方向。

はあっても写真そのものが不明な事例もあるため、今後研究の深化が望まれ実は多くの写真師によって撮影されていた事実が判明している。撮影の事実連独機関が所蔵する写真枚数としてはそれぞれ最多であろう。なかでも明治単独機関が所蔵する写真枚数としてはそれぞれ最多であろう。なかでも明治が、大に大規模災害の写真(選別基準二のD)を多く保存することも特徴の一次に大規模災害の写真(選別基準二のD)を多く保存することも特徴の一次に大規模災害の写真(選別基準二のD)を多く保存することも特徴の一次に大規模災害の写真(選別基準二のD)を多く保存することも特徴の一次に大規模災害の写真(選別基準二のD)を多く保存することも特徴の一次に大規模災害の写真(選別基準二のD)を多く保存することも特徴の一次に大規模災害の写真(選別基準二のD)を多く保存することも特徴の一次に大規模災害の場合の



図版9 岩手県釜石(尾崎)神社被害の実況(国府留蔵撮影)。同神社は後年高台移転したため、写真中央の神輿は東日本大震災でも被害はなく現存している。

る 【図版9】。

確認できた(「各種写真」第一帖。B九―三二)。 ・ もう一つの大きな特徴として、文化財写真が挙げられる(選別基準二のE)。 ・ もう一つの大きな特徴として、文化財写真が挙げられる(選別基準二のE)。 ・ もう一つの大きな特徴として、文化財写真が挙げられる(選別基準二のE)。

図書寮に追加移管された「別口」の部は版画など写真ではないものが多い浴恩帖」B一―一三九)。 して、皇后(昭憲皇太后)から下賜された義指をつける海軍少尉高野(山本)その他、多種多様な写真が存在するが、救恤関係として、日露戦争で負傷

(B一一一四一)他である。図書寮はこれらの写真群を改めて調査し、目録は新発明技術による精巧な作品で、下賜金が出ている事例でもある。以上、図書寮保存の御手許写真は、最も情報量の多い写真群といって過言びよい。年代は管見の限り、最古が明治四年の北海道写真(田本研造撮影ではない。年代は管見の限り、最古が明治四年の北海道写真(田本研造撮影「各種写真」第一帖所収)で、最新は大正八年「小豆沢写真油絵」B八一一六〇)が、小豆沢亮一の写真油絵(明治二十一年「小豆沢写真油絵」B八一一六〇)が、小豆沢亮一の写真油絵(明治二十一年「小豆沢写真油絵」B八一一六〇)が、小豆沢亮一の写真神を改めて調査し、目録には新発明技術による情報を表現し、目録をはいい。

上で写真帖名を適宜変更させるなどの再整理作業を行い、

昭和十二年に完了

した。調査・再整理という他組織にはみられない決断をした理由として、御



左手に義指をつける高野

献トシテ宝重セラル可キモノ」であると判断していたことを強調しておきた(%) 伝記資料トシテノ価値ハ勿論、 手許写真が「各地行幸啓紀念撮影ヲ始メ、内外諸種事件ノ真相ヲ録シ、 文芸・美術・社会風俗ニ渉リ貴重ナル一大文 歴史 团

\equiv 海軍省・陸軍省下付の写真

海軍省

九日に赤坂離宮から海軍省へトラックで運ばれたようである。そして同月十 日から十三日の三日間、 まず海軍省をみてみよう。 「第二会議室」において御手許写真を陳列し、 同省に下付された御手許写真は、 昭和六年七月 関

る。

設に移す案についても、 する方針を執ろうとしていたと判断できる。 究・調査に有用な史料と判断し、なるべく東京の海軍文庫において一括管理 ら「暫ク保留」とされている。これらのことから、海軍省は御手許写真を研 東京における研究・調査が不便になるなどの理由か

に必要と認めた場合に限るとされた。広島県の海軍兵学校など東京以外の施 部局による直接保存の方法も全く排除されたわけではないが、文庫主管が特 ヲ海軍文庫ノ保管トシテ登録」することが基本方針とされた。もちろん関係 急申し出るようにと連絡している。ただし、最終的には御手許写真は

係各部局に一覧させたうえで「保管其他ニ付、

希望及気付ノ点」があれば至

もいまだ現存が確認できていない。この点は今後も調査を継続したい。 に遭っており、御手許写真も失われた可能性が高い。筆者による所在調査で 海軍文庫所蔵の御手許写真のその後であるが、海軍省は昭和二十年の空襲

陸軍省

徴である。 えで、その他は写真の内容により各地の師団等に再分配したことが最大の特 次に陸軍省の事例を述べてみる。 陸軍省は重複写真など数点を焼却したう

月三十一日付と八月一日付なので、約一週間の内に配布されたことが判明す いる 本部 (東京)・参謀本部 遊就館(東京)・造兵廠 各地の関係施設への分配は、七月二十五日付で近衛師団 (名古屋)・第八師団 (第四師団 〈大阪〉 のみ九月十四日付)。 (東京)・教育総監部 (東京)・軍医学校 (弘前)・第九師団 (東京)・技術本部 (金沢)・第十二師団 確認できる受領書の日付が七 (東京)にそれぞれ通知されて (東京)・第三師 (東京)・航空 (久留米)・

軍電信教導大隊撮影」というように、 光線写真 続く。また、それぞれの写真の内訳も、 点数としては参謀本部の三九件が最多で、 十枚壱箱」 等、 航空本部には 各組織に関連する内容のもの 軍医学校には 「気球写真 遊就館 の二三件がこれに 明 「戦傷者エキス 治三十八年陸

選ばれている。

る。 長・木曽)」とある。 によると、七月二十二日条に「一、宮内省ヨリ陸軍省へ御下附ナリ 省から再分配される御手許写真の選定は受領側が行っていたことにな ていたのである。 の二名が、 ル戦役関係者写真ブックヲ、 この辺りの事情が窺えるの 遊就館が希望する御手許写真を選定するため陸軍省に赴 四日後の二十六日付で受領しているようだが、 つまり、 遊就館ニ於テ所望ノ分ヲ選定ニ行ク が遊就館 遊就館長石坂善次郎と監守木曽処平 への分配である。 遊就館 0) 陸軍 门話 治62 館 タ

帖形式ではなくバラの写真が圧倒的に多く、 つは各師団の衛戍地・兵舎等を撮影した写真が多いこと。 遊就館が希望して再分配された御手許写真の一覧表を掲出する 陸軍省から遊就館への分配目録』。 これによれば特徴は二点。 総数は五○○枚を超えて 二つは写真 表

2

は宝少から性計算する八型ログ

これには後年一般から遊就

旧陸軍衛戍地写真」

と呼

悉皆調査を行った。その結果、 館に寄贈された写真等も混在し、

ことが判明した。一方、

バラの写真群については、

写真の配列が再分

写真帖形式のものは一点も現存しない 総数は一三〇〇枚にも及んでいたが ばれる写真群が存在することが分かった。

不明ながら、上記二点の特徴に当てはまる

いることである。そして、

現在の靖国神社遊就館には大部分の来歴が

表② 陸軍省から遊就館への分配目録							
番号	旧番号	品名		現存状況			
4	明ノ甲61	第二師団管下青森新発田各衛地雪景	56枚	Δ			
7	明ノ甲105	台湾各種楠瀬砲兵大佐自影	15枚	Δ			
,	912 1100	口传行性間機吧六人在口形	1 冊	×			
8	明ノ甲109	第七師団管下ニ於ケル軍隊各部写真	41枚	Δ			
9	明ノ甲110	第五師団其他新営地写真 侍従武官持帰	69枚	Δ			
11	明ノ甲120	第六師団及各師団写真	69枚	Δ			
12	明ノ甲121	第二師団及第十一師団管下之写真	13枚	Δ			
13	明ノ甲123	第四師団其他各師団写真	82枚	Δ			
14	明ノ甲125	台湾兵営補給廠其他写真	1 冊	×			
14	明 7 年125		20枚	Δ			
15	明ノ甲127	第八師団管下ニ於ケル雪中之写真	20枚	Δ			
		加農試験射撃ニ関スル写真	4枚	0			
16	明ノ甲132	第九、十、十一、十二師団管下各衛戍地兵営等之写真及名誉標的写真	47枚	Δ			
17	明ノ甲133	第二、第七、第八師団各衛戍地写真	46枚	Δ			
33	大正8	芸州厳島及清国金州市街写真帖	1 冊	×			
42	大正95	台湾写真	1 冊	×			
47	大正177	威海衛温泉場及其他写真 明治三十一年七月二日陸軍歩兵大佐岡崎生三献上	20枚	Δ			
50	大正273	天津写真帖	1 冊	×			
53		第八師団献上写真帖	1 冊	×			
75		明治三十七八年日露戦役写真 第十ノ内 一、遼東半島三官廟附近ニ於ケル捕虜収容所ノ写真	2枚	×			
84		支那揚子江沿岸写真帖 内山小 次 郎献上	1 冊	×			
86		天津英国墓地ニ在ル日本軍北清事変戦病死者墓碑写真	3枚	○ (実数4枚)			
- 00		天津「ゴルドン・ホール」公会堂ニ在ル日本軍北清事変戦死者ノ官姓名ノ扁額写真	3枚	○ (実数2枚)			
87		朝鮮駐剳軍営造物写真帖	1 冊	×			
88		写真帖 独立守備歩兵第五大隊 大正六年三月五日撮影	1 冊	×			
89		兵営ノ全景其他	18枚	0			
102		第五師団司令部写真帖 侍従武官シベリヤ被差遣ノ節之写真	1冊	×			

[※]配列は、陸軍省「昭和6年 大日記乙輯」(防衛省防衛研究所所蔵。アジア歴史資料センターレファレンスコードC01006505300) 所収 の分配目録による。

[※]現存状況欄の記号の意味は次の通り。○…全点現存。△…少なくとも複数枚が現存と考えられるもの。×…現存せず。



留民保護のため兵営を作っていることから、それらに関係している可能性も問民保護のため兵営を作っていることから、それらに関係している可能性もしかし、写真そのものの保存状態はいずれも良好で、確実に御手許写真と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と一致し、さらに台紙右上には「陸/第八九号」の赤線囲と分配目録の名称と「東京」といる可能性もである。

ノ甲 一二五号)「加農試験射撃ニ関スル写真 四枚」や、八六号「天津英国残っており、総数二○枚中、一三枚の現存が確認できた。他にも一五号(明日陸軍歩兵大佐岡崎生三献上 二十枚」は、衛戍地写真のなかに献上目録がまた、分配目録の四七号「威海衛温泉場及其他写真 明治三十一年七月二

会堂ニ在ル日本軍北清事変戦死者ノ官姓名ノ扁額写真」(合計六枚)が特定墓地ニ在ル日本軍北清事変戦病死者墓碑写真/天津「ゴルドン・ホール」公

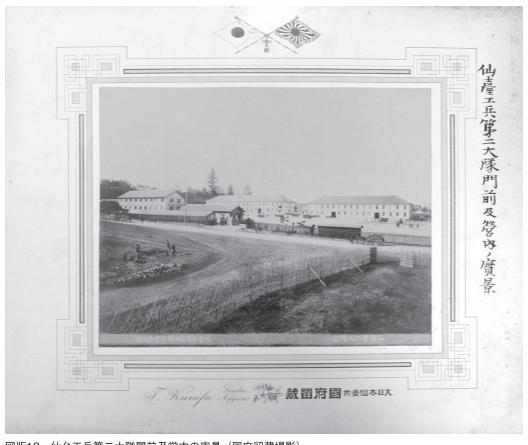
遊就館の旧陸軍衛戍地写真の中に、宮内省侍従職→陸軍省→遊就館と分配とれた、明治・大正両時代御手許写真が含まれることは確実となった。その他全国の各師団に属する聯隊等の兵舎写真なども数多く残っており、約四○他全国の各師団に属する聯隊等の兵舎写真なども数多く残っており、約四○でもない【図版12】。さらに、それらの台紙には各地の写真師名が印字されているものが多い。「H.Uyeno」(上野彦馬)とある歩兵第四十六聯隊兵営写真から、現在無名の写真師まで、明治中期から大正期にかけて国内外で活動真から、現在無名の写真師まで、明治中期から大正期にかけて国内外で活動真から、現在無名の写真師まで、明治中期から大正期にかけて国内外で活動していた写真師達の作品が一ヶ所に集約されている点は貴重で、他の施設にしていた写真師達の作品が一ヶ所に集約されている点は貴重で、他の施設に見られない最大の特徴といえるだろう。

おわりに

析が必要不可欠であり、文献史料に目配りすることがより一層大切になってに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。まず第一に、御手許写真は被写体そのものの分析も軽視してに言及したい。



図版12 第十師団司令部。背景は姫路城天守閣(明治32年6月10日撮影か)



図版13 仙台工兵第二大隊門前及営内の実景(国府留蔵撮影)

くると思われる。

とによって新たな発見が生まれる可能性もあるだろう。 以前は宮内省に集約されていたものである。これらを一つの史料群とみるこ 以前は宮内省に集約されていたものである。これらを一つの史料群とみるこ が要になってくると思われる。本論で述べたように、宮内庁三の丸尚蔵館、 のであり、相互に関連する要素の有無について着目する視点が 第二に、現在分散保存されている御手許写真は元をたどれば同一史料群を

初めて体系的に明らかにできるだろう。れにより、近代の皇室が必要とした画像情報がいかなるものだったのかを、明治・大正両時代御手許写真の総合調査が必要になってくると思われる。その後は陸軍省により各地に分散された御手許写真の所在調査を継続しつつ、

主

- ついて」(『書陵部紀要』第六二号、二〇一一年)。 教育委員会、二〇〇七年)。梶田明宏「書陵部所蔵明治大正期台湾関係写真帖に覇出版社、一九八七年)。岐阜県教育委員会編『ふるさと学校写真帳』(岐阜県二〇〇年)。我部政男・宮城保編『明治・大正・昭和 沖縄県学校写真帖』(那1) 武部敏夫・中村一紀編『明治の日本―宮内庁書陵部所蔵写真―』(吉川弘文館、1) 武部敏夫・中村一紀編『明治の日本―宮内庁書陵部所蔵写真―』(吉川弘文館、
- のまなざし―』〈宮内庁発行、二〇一五年〉)。 丸尚蔵館展覧会図録六七『明治天皇 邦を知り国を治める―近代の国見と天皇2) 白石烈「明治・大正両時代の「御手許写真」と明治天皇御手許書類」(三の
- 同「臨時東山御文庫取調掛の活動について」(『古文書研究』第七七号、二〇一白石烈「東山御文庫別置御物について」(『書陵部紀要』第六五号、二〇一四年)、3) 当該期宮内省の整理事業の一部である東山御文庫の御物整理については、

四年)を参照のこと。

十五年度 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』所収)、同「宮内省の外賓接待辻岡健志「内大臣・内大臣府の文書管理」(独立行政法人国立公文書館『平成二一一年)。宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究(二)明図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」(『書陵部紀要』第六二号、二○一四年)。宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究(二)明図書家・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」(『書陵部紀要』第六二号、二○十一年)。相曽貴志「『帝室例規類纂』の編纂」(『書陵部紀要』第六二号、二○十五年度 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』所収)、同「宮内省の外賓接待工具」、同様に関する基礎的研究』(創泉堂出版、二○十五年度 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』所収)、同「宮内省の外賓接待工具」、同様に関する基礎的研究』(創泉堂出版、二○十五年度 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』の編纂」(『書陵部紀要』第六二号、四年)、同様に関する基礎的研究』(創泉堂出版、二○十五年度 下ーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』所収)、同「宮内省の外賓接待

と大津事件―宮内省公文書類の生成・編纂を中心に―」(『書陵部紀要』第六六号

二〇一五年)など。

- (5) この点、検討対象は写真史料ではないが、宮内庁書陵部所蔵蔵書群の把握について「史料が属していた蔵書群を把握することが、その史料の内容や価値・について「史料が属していた蔵書群を把握することが、その史料の内容や価値・について「史料が属していた蔵書群を把握することが、その史料の内容や価値・でいる。

- 号五四九五)第一四号文書。 (8) 東宮職「明治二十四年 例規録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番
- (9) 同右。

- ·所収。 (10) 「各種写真」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号B九―三二)第一帖
- 庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三三八四―一四三)。(⑴) 図書寮「明治二十三年 帝室例規類纂稿本」一四三 図書門 出版(宮内
- 識別番号六八五一七)第九六号文書。 (12) 大臣官房総務課「明治四十一年 進献録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵
- 内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三三八二—九一)。 (3) 図書寮「明治二十一年 帝室例規類纂稿本」九一 図書門 出版·編纂(宮
- (4) 岩手県所蔵「明治二十九年 岩手県公文類纂 第一課庶務」。
- 『歴史にみる震災』国立歴史民俗博物館振興会、二〇一四年)。(15) 沼田清「いち早く明治三陸津波を撮った末崎仁平」(国立歴史民俗博物館編
- (16) 前掲『明治天皇 邦を知り国を治める』五九頁に掲載した。
- (17) 前掲 「各種写真」 第一帖所収。前掲 『明治の日本―宮内庁書陵部所蔵写真―』。
- 書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三三七七—二五)。(18) 図書寮「明治十六年 帝室例規類纂稿本」二五 宮廷門 内廷五(宮内庁
- 別番号二〇三―三)第五五号文書。同年十一月五日に下賜。(19) 内事課「明治二十五年 恩賜録」三(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識
- (『書陵部紀要』第六五号、二〇一四年)参照のこと。と侍講局の関係については、植田真平「図書寮文庫形成前史―侍講局と古典籍―」上の十九年まで現存している。宮内省図書寮設置以前の古典籍・図書類の管理止の十九年まで現存している。宮内省図書寮設置以前の古典籍・図書類の管理上の十九年まで現存している。宮内省図書寮設置以前の古典籍・図書類の管理と侍講局「明治十三年 侍講日記」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番

らこ思ってる。 していた。写真帖の表題書きが侍講に命じられたのもそれらが関係しているよー旦下げられ、侍講が表紙作成・表題書き・小口書きなどをして侍従職に返送(22) 天皇用の新聞は一ヶ月などある程度まとまった時点で侍従職から侍講局に

局で表記された可能性もあるだろう。 場在宮内庁三の丸尚蔵館が所蔵する「各地勝景「皇城釣橋其他」に該当すると現在宮内庁三の丸尚蔵館が所蔵する「各地勝景写真帖」で、侍従職で管理していた旧思われる。同写真帖の外題は「各地勝景写真帖」で、侍従職で管理していた旧思われる。同写真帖の外題は「各地勝景写真帖」で、侍従職で管理していた旧思われる。同写真帖の表題と番号がその後も変更されなかったと仮定すると、なお、この写真帖の表題と番号がその後も変更されなかったと仮定すると、

- 識別番号 乙二八五)大正二年第四号文書。 3) 図書寮「明治四十五~大正二年 図書録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。
- (3) 侍講局「明治六~十九年 例規録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三二三五七)で確認できる。 関別番号三二三五七)で確認できる。
 (3) 侍講局「明治六~十九年 例規録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三二三五七)で確認できる。

71)

書・出版・編纂(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三三五三―四一)(25) 図書寮「明治十二年 帝室例規類纂」巻四十一 図書門 書籍・図画・文

第七七号文書。

- 号二四五〇八)九月二十四日条。(26) 侍講局「明治十二年)侍講日記」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番(27)
- 二四五〇五)十二月五日条。 (宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号(27) 侍講局「明治九年 侍講日記」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号
- 3) 学習院大学史料館では明治十四年巡幸写真とされていた(学習院大学史料

- 北海道大学附属図書館北方資料室では明治十年頃とされている。館編『写真集 明治の記憶―学習院大学所蔵写真―』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- 照のいれ。(30)『大蔵省印刷局百年史』二(大蔵省印刷局、一九七二年)。「四年)も参(30)『大蔵省印刷局百年史』二(大蔵省印刷局、一九七二年)。「国華余芳」につ
- 「豆豆'。(31) 宮内庁書陵部編『書陵部蔵書印譜』上(明治書院、一九九六年)、一四~一(31)
- 銘されていたことに対応した決定である。 ちなみに天皇御料罫紙が「貴春」、皇太后が「長秋宮」、皇后が「飛香舎」と記記銘するよう規定している(前掲東宮職「明治二十四年 例規録」第六一号文書)。(32) 明治二十四年八月、東宮職では以後皇太子の「御料罫紙」に「昭陽舎」と
- ア歴史資料センターレファレンスコードC07080786100)。 (33) 参謀本部「明治十五年五月・六月 大日記」(防衛省防衛研究所所蔵。アジ
- ィズム―』(二玄社、二〇〇三年)。(3) 東京都歴史文化財団東京都写真美術館編『士(さむらい)―日本のダンデ
- 内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号二三三八八—一一二1)。 (35) 図書寮「明治二十七年 帝室例規類纂稿本」一一二 図書門 書籍·図画 (宮
- 二〈宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号 乙九五三―二〉第七五号文書)。して、準貴重図書として扱うことにしている(図書寮「昭和十二年(図書録」(36) 実際、図書寮は「壽」と「昭陽」印がある当該写真帖を他の写真類と区別
- 識別番号五五〇三)明治四十五年第六号文書。(37) 東宮職「明治四十五~大正二年 例規録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵
- がその後の侍従職に引き継がれたか否かは不明である。(38) しかし、この決定の約二週間後には明治天皇崩御となったため、この方針

- (3) 前掲拙稿「明治・大正両時代の「御手許写真」と明治天皇御手許書類」。
- 文書館所蔵。識別番号三七二四二~三七二五二。旧函架番号 明—九二四)。(40)「内大臣府保管 明治天皇内廷御書類目録」一~一〇(宮内庁書陵部宮内t
- 本研究』二〇 宮中・皇室と政治〈山川出版社、一九九八年〉)。(4) 西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」(近代日本研究会編『年報近代日
- 紀要』第一五号、二〇〇九年)。(43) 佐々木利和「「樺太境界劃定作業写真帖」について」(『三の丸尚蔵館年報
- 就テ」。欄外上部に侍従長鈴木貫太郎の花押(承認印)がある。(4) 前掲侍従職「昭和六年(重要雑録」二、第七七号文書所収「御写真整理ニ
- (45) 前掲侍従職「昭和六年 重要雑録」二、第七七号文書所収「御写真整理」
- きる貴重な分配目録である。 棄)」に分かれていて、昭和六年の整理段階における御手許写真の全貌が把握で「図書寮移管」「主馬寮移管」「陸軍省之部」「海軍省之部」「別口之部」「不要(廃「図書寮移管」「主馬寮移管」「陸軍省之部」「海軍省之部」「別口之部」「不要(廃・の書寮移管」「主馬寮移管」「陸軍省之部」「海軍省之部」「別口之部」「和書庫之部」(46) 前掲侍従職「昭和六年 重要雑録」二、第七八号文書には「明治・大正両
- (47) 以上は前掲侍従職「昭和六年 重要雑録」二、第八○号文書
- 二一八七二)第二九号文書。 48) 主馬寮「昭和六年 重要雑録」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号
- ず、当然「御手許写真」とも呼んでいない。そのため本稿では〈 〉を付した。(铅) 現在、三の丸尚蔵館ではこれらの写真類について一定の呼称をつけておら
- れらも含めた書陵部所蔵御手許写真の目録は、別の機会に発表したい。に編入されているので、一つの史料群として把握する際には注意を要する。こ館に管理替えとなった。さらに、同二十二年度には六件が書陵部宮内公文書館(5) ただし、平成二十年(二〇〇八)に絵画類を中心とする五件が三の丸尚蔵

- (5) 三木理史『世界を見せた明治の写真帖』(ナカニシヤ出版、二〇〇七年)。
- 崎水産共進会写真帖〉─」(『三の丸尚蔵館年報・紀要』第二○号、二○一五年)(52) 木下知香「明治四○年の長崎行啓と献上写真帖─〈鼈甲製写真画帖〉と〈長
- (5) そのため、中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会編『一八八八(5) そのため、中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会編『一八八八ののため、中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会編『一八八八のと思っている。
- 道・東北編〈東京都写真美術館、二〇一三年〉)。 真美術館編『夜明けまえ―知られざる日本写真開拓史―研究報告書』四、北海(54) 高橋則英「明治期天災記録写真の写真技術」(東京都歴史文化財団東京都写
- 少なくとも二十五名の写真師名が確認されている。(55) 沼田清「中島待乳アルバムの明治三陸津波写真」(前掲『歴史にみる震災』)。
- 美術館監修『写された国宝』〈東京都写真美術館、二〇〇〇年〉)。(56) 岡塚章子「写された国宝―日本における文化財写真の系譜―」(東京都写真
- ―視角の文明開化―』(青幻社、二〇一五年)も参照のこと。(57) 当該作品の詳細については、岡塚章子・我妻直美編著『浮世絵から写真へ
- ているので参照のこと。
 一(識別番号 乙九五三―一)第五号文書にも図書寮の整理作業の経緯が記され一(識別番号 乙九五三―一)第五号文書にも図書寮の整理作業の経緯が記される。前掲図書寮「昭和十二年 図書録」二、第七五号文書。同年の「図書録」
- 所所蔵。アジア歴史資料センターレファレンスコードC05021509500)による。5) 以下の記述は、海軍省「昭和六年 公文備考」儀制 四(防衛省防衛研究
- アジア歴史資料センターレファレンスコードC01006505300)による。(の) 以下の記述は、陸軍省「昭和六年 大日記乙輯」(防衛省防衛研究所所蔵。
- (61) 靖国神社遊就館所蔵「昭和六年 日誌 遊就館」七月二十二日条
- (62) 監守木曽処平治は昭和十年時点で遊就館の御物等の管理に従事していた。

靖国偕行文庫の野田安平氏の御教示による。

- 本館─二A─○○一─○○・別○○一七○一○○)大正元年九月条。(63) 国立公文書館所蔵「明治十九年~大正七年 公文別録 陸軍省」(請求記号

備段階から種々ご協力いただいた。改めて御礼申し上げたい。た、靖国偕行文庫の野田安平氏、三の丸尚蔵館調査員中村一紀氏には調査の準〔付記〕 靖国神社遊就館からは長期間にわたる史料調査の許可をいただいた。ま